

8. 住民・登山者・観光客の避難計画

(1) 住民への対応

① 住民避難の考え方

(a) 避難対象地域

「御嶽山火山ハザードマップ（H27）」（以下「ハザードマップ」という。）により、火碎流（火碎サージ）・融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、避難対象地域としている。

なお、避難対象地域は地域のコミュニティを重視した地区単位で設定している。

噴火時に実際に「高齢者等避難」「避難指示」を発令する地区は、噴火活動の状況により、次のとおり指定する。

（ア）噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが4（高齢者等避難）に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「高齢者等避難」を発令する。

（イ）噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「高齢者等避難」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

（ウ）噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「避難指示」を発令する。

（エ）噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「避難指示」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

避難に関する事項	発令文例
高齢者等避難	《火山活動の情報の後に伝達》 高齢者等避難、高齢者等避難。火山活動に伴う、高齢者等避難を発令します。
避難指示	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴う、避難指示を発令します。

（b）一時集合場所・避難所

避難対象者が噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「一時集合場所」とする。

避難対象者が、避難生活を送るため、一定期間滞在する場所を「避難所」とする。

なお、原則として一時集合場所、避難所いずれも「警戒が必要な範囲」の外に設定するものとする。

（c）留意事項

住民の避難にあたっては以下のことも留意する。

- 人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。
- 「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災することから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。
- 市町村は、噴火警戒レベル3（入山規制）の段階において、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助

言により、必要に応じて、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるものとする。なお、避難行動要支援者の情報を警察・消防等に提供する等、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

【降灰後の土石流への対応】

降雨時には降灰後の土石流への警戒が必要となる場合がある。市町村は、避難指示等の発令にあたっては、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲（土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲等）」にも留意する必要がある。

なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合には、国土交通省による緊急調査（土砂災害防止法第29条）に基づき、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲」が県・市町村に通知される。

(非積雪期)

【表 17】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
木曽町（開田）	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火碎流
木曽町（三岳）	三岳B	屋敷野	火碎流
下呂市（小坂町）		落合（濁河温泉地域のみ）	火碎流

(積雪期)

【表 18】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
木曽町（開田）	開田地区	下ノ原	融雪型火山泥流
		旭ヶ丘・池の越	融雪型火山泥流
		柳又	融雪型火山泥流
		管沢	融雪型火山泥流
		床並	融雪型火山泥流
	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火碎流・融雪型火山泥流
木曽町（三岳）	三岳B	屋敷野	火碎流・融雪型火山泥流
		荻ノ島	融雪型火山泥流
		栩山	融雪型火山泥流
		大島	融雪型火山泥流
		下殿	融雪型火山泥流
	三岳C	桑原	融雪型火山泥流
		沢渡	融雪型火山泥流
		橋渡	融雪型火山泥流
		黒田	融雪型火山泥流
		日向	融雪型火山泥流
王滝村	野口地区	瀬戸・池の越・野口・幕島	融雪型火山泥流
	九蔵地区	尾島・日向・九蔵中越・日陰	融雪型火山泥流
	中越地区	中越・田島	融雪型火山泥流
高山市（朝日町）	秋神川沿い集落	一之宿	融雪型火山泥流
		桑之島	融雪型火山泥流

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
高山市（朝日町）	秋神川沿い集落	西洞	融雪型火山泥流
		宮之前	融雪型火山泥流
		胡桃島	融雪型火山泥流
下呂市（小坂町）		落合	火碎流・融雪型火山泥流
		赤沼田	融雪型火山泥流
		長瀬	融雪型火山泥流
		小坂町	融雪型火山泥流
		坂下	融雪型火山泥流
		大島	融雪型火山泥流

② 各地区の避難体制

(非積雪期)

【表 19】

市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所	
					施設名	収容力	施設名	収容力
木曽町 (開田)	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	下条生活改善センター	県道 20→国道 361	開田小学校 開田中学校	1000	開田母子健康センター	80
木曽町 (三岳)	三岳 B	屋敷野	中部分館	県道 473→県道 20→国道 19	木曽福島保健センター	130	老人憩の家	30
下呂市 (小坂町)		落合 (濁河温泉地域のみ)		県道 435→県道 441→県道 437・ 441	小坂中学校	1030	やすらぎセンター四美	115

(積雪期)

【表 20】

市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所			
					施設名	収容力	施設名	収容力		
木曽町 (開田)	開田地区	下ノ原	開田高原体育館	県道 20→国道 361	開田小学校 開田中学校	1000	開田母子健康センター	80		
		旭ヶ丘・池の越	下条生活改善センター	県道 20→国道 361						
		柳又		県道 20→国道 361						
		管沢		県道 473→県道 20→国道 361						
		床並		県道 20→国道 361						
		開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	県道 20→国道 361						
木曽町 (三岳)	三岳 B	屋敷野	中部分館	県道 473→県道 20→国道 19	木曽福島保健センター	130	老人憩の家	30		
木曽町 (三岳)	三岳 C	荻ノ島	中部分館	県道 20→国道 19	中島集会所 木曽福島郵便局	130	木曽福島高齢者生活福祉センター	50		
		桝山	太陽の丘公園・中部分館	県道 20→国道 19						
		大島	三岳小学校	県道 20→国道 19	旧木曽山林高等学校	860				
		下殿		県道 20→国道 19	木曽町中学校	770				
		桑原	桑原集会所	県道 20→国道 19						
王滝村	野口地区	沢渡	三尾分館	県道 20→国道 19						
		橋渡		県道 20→国道 19						
		黒田	道の駅三岳	県道 20→国道 19	王滝小中学校体育館	100	保健福祉センター	320		
		日向	日向生活改善センター	県道 20→国道 19						
		瀬戸	高台（山側）に避難	県道 486→(村道 29→村道 44→ 村道 42→村道 64→県道 486→) 県道 256						
		池の越	高台（山側）に避難	王滝小中学校体育館	100					
		野口	野口区公民館若しくは高台（山側） に避難						県道 486→(村道 29→村道 44→ 村道 42→村道 64→県道 486→) 県道 256	

(積雪期) (続き)

【表20】

市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所	
					施設名	収容力	施設名	収容力
王滝村	野口地区	幕島	※避難先（王滝小中学校）に移動	県道486→県道256	王滝小中学校体育館	100	保健福祉センター	320
	九蔵地区	尾島・日向	九蔵区集会施設	村道42→村道64→県道486→県道256				
		九蔵中越・日陰	九蔵村木地区（山側）に避難	村道45→村道29→村道42→村道64→県道486→県道256				
	中越地区	中越	※避難先（王滝小中学校）に移動	村道1・村道68・県道486→県道256				
		田島	高台（山側）に避難	村道1→県道256				
高山市 (朝日町)	秋神川沿い集落	一之宿	一之宿公民館	県道435→国道361	燐燐朝日館 朝日小学校体育館	700	朝日福祉センター	100
		桑之島	上西洞公民館・下西洞公民館					
		西洞						
		宮之前						
		胡桃島						
下呂市 (小坂町)		落合	落合公民館	県道441→県道437・441→国道41	萩原北中学校	1070	やすらぎセンター四美 やすらぎセンター萩	115 75
		赤沼田	銀杏館	県道437・441→国道41	萩原北中学校	1070		
		長瀬	森林組合駐車場	県道437・441→国道41	宮田小学校	720		
		小坂町	小坂小学校	市道小坂町大垣内線→国道41	萩原南中学校	1390		
		坂下	ローソン小坂店	国道41→県道88	南部体育館	250		
		大島	小坂診療所駐車場	県道88	あさぎり体育館	800		

※ 一時集合場所から避難先への避難に当たっては、火山の活動状況に留意して移動する。

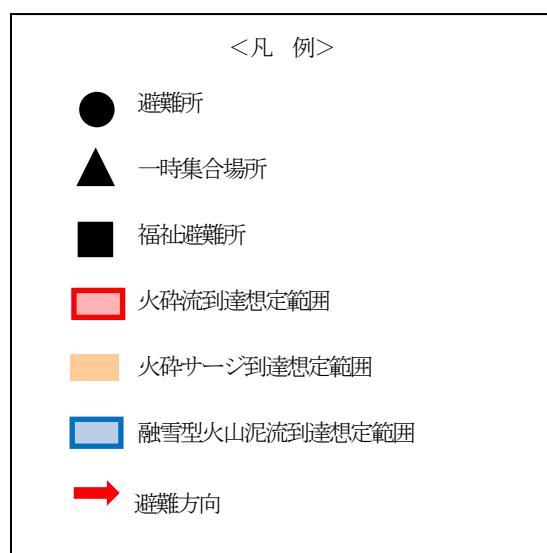
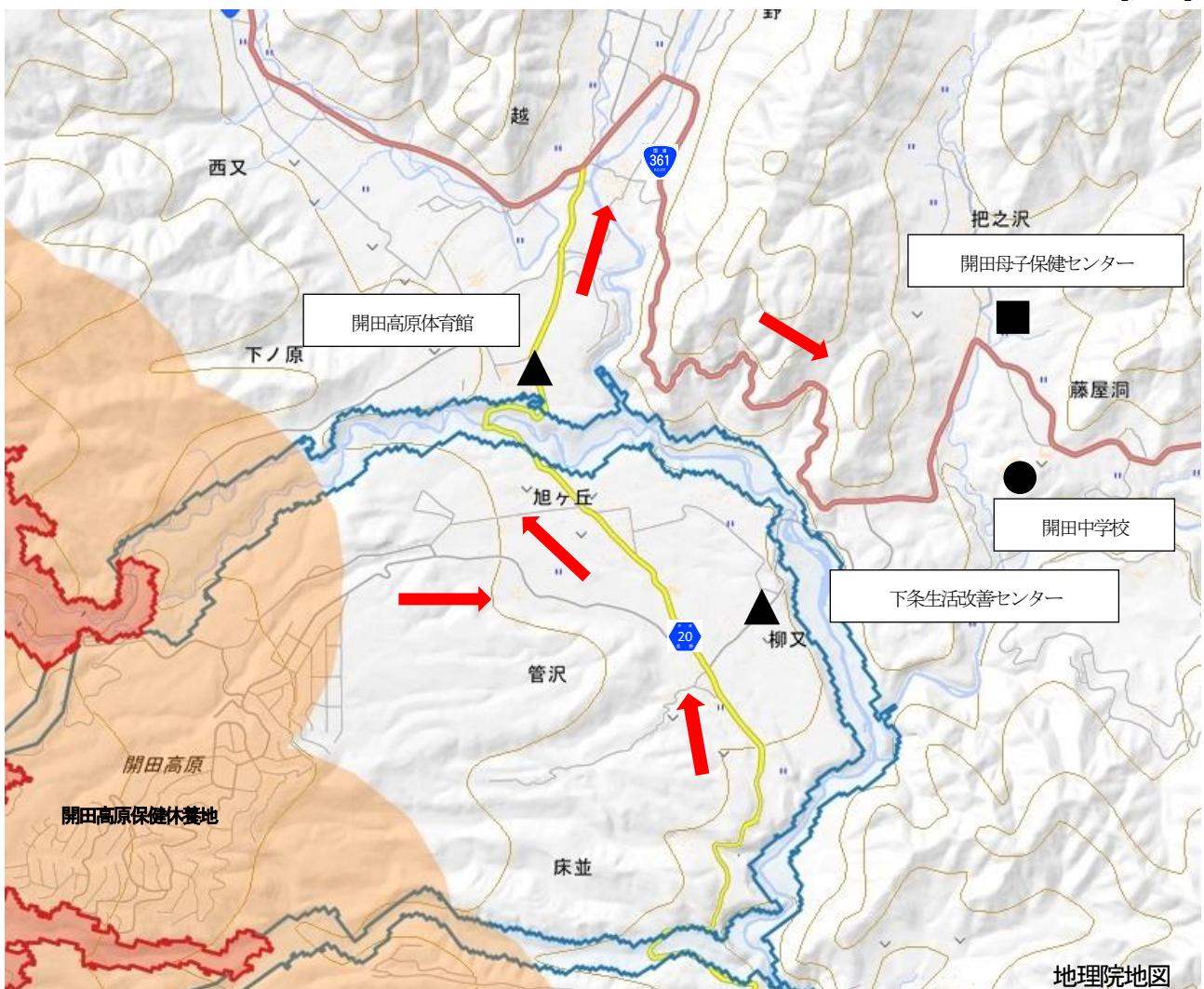
<御嶽山噴火時の避難ルート図（木曽町開田高原）>

下ノ原地区、旭ヶ丘・池の越地区、柳又地区、管沢地区、床並地区⇒

下条生活改善センター⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校

開田高原保健休養地⇒開田高原体育館⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校

【図 16】

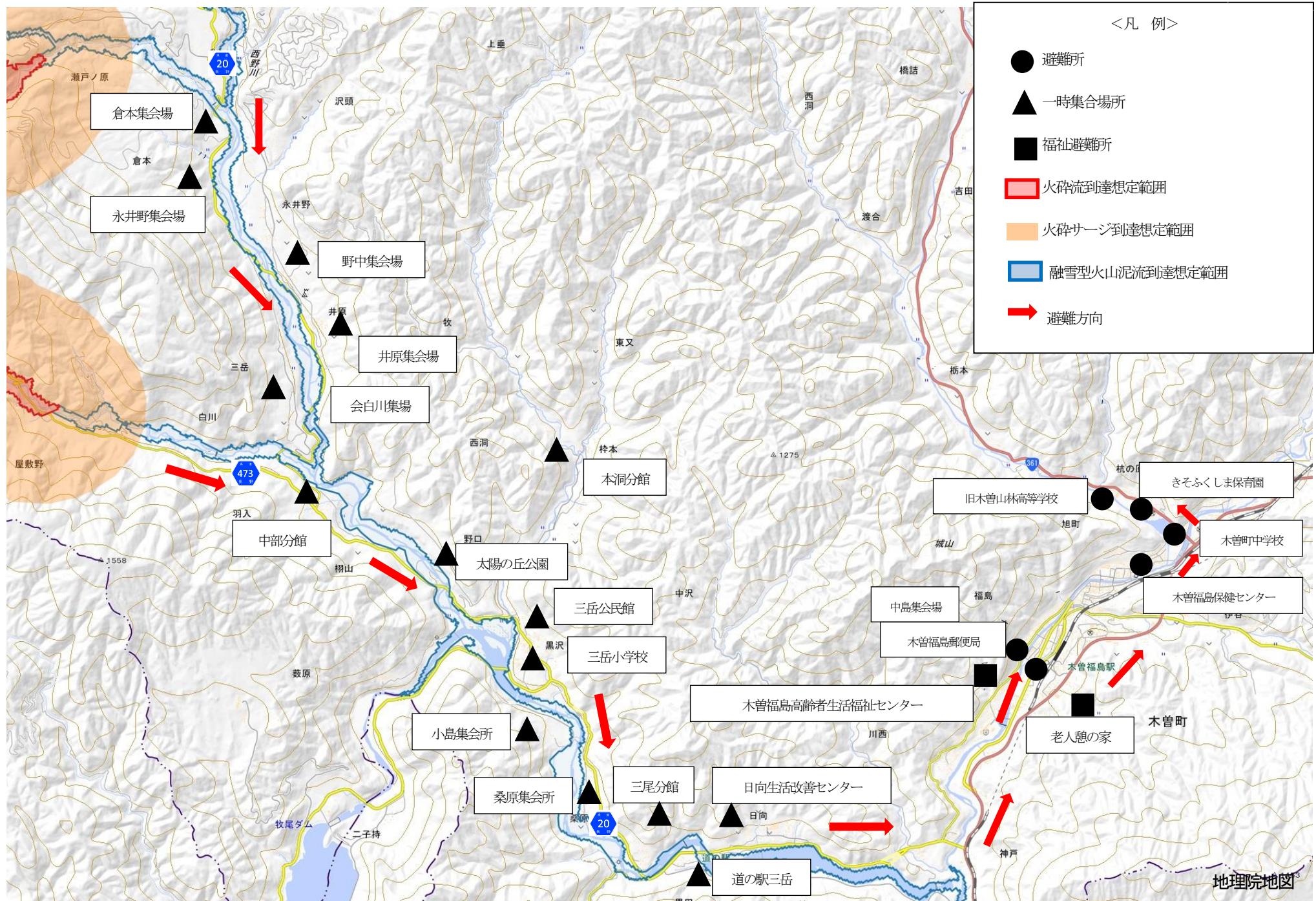


<御嶽山噴火時の避難ルート図（木曽町三岳）>

屋敷野地区⇒中部分館⇒（県道473号線⇒県道20号線⇒国道19号）⇒木曽福島保健センター
荻ノ島地区⇒中部分館⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒中島集会所・木曽福島郵便局
柳山地区⇒太陽の丘公園・中部分館⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒中島集会所・木曽福島郵便局
大島地区、下殿地区⇒三岳小学校⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒旧木曽山林高等学校
桑原地区⇒桑原集会場⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒木曽町中学校
沢度地区、橋渡地区⇒三尾分館⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒木曽町中学校
黒田地区⇒道の駅三岳⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒木曽町中学校
日向地区⇒日向生活改善センター⇒（県道20号線⇒国道19号）⇒木曽町中学校

※ルート図は次ページ

【図 17】



<御嶽山噴火時の避難ルート図（王滝村）>

野口地区（池の越・瀬戸）⇒高台（山側）⇒（県道486号線⇒村道29号線⇒村道44号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

野口地区（野口）⇒野口区公民館もしくは高台（山側）⇒（県道486号線⇒村道29号線⇒村道44号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館
⇒王滝小中学校体育館

野口地区（幕島）⇒（県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

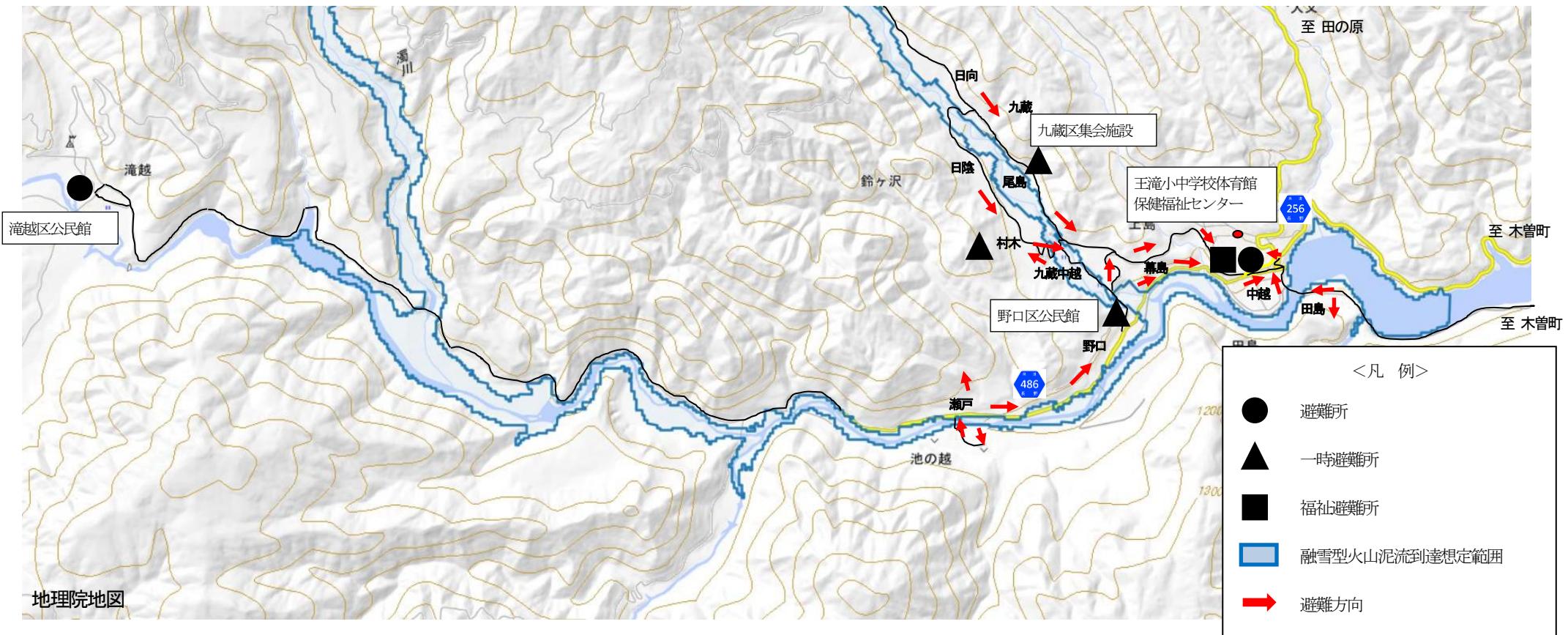
九蔵地区（尾島・日向）⇒九蔵区集会施設⇒（村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

九蔵地区（九蔵中越・日陰）⇒九蔵（村木）地区⇒（村道45号線⇒村道29号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

中越地区⇒（村道1号線・村道68号線・県道486号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

中越地区（田島）⇒高台（山側）⇒（村道1号線⇒県道256号線）⇒王滝小中学校体育館

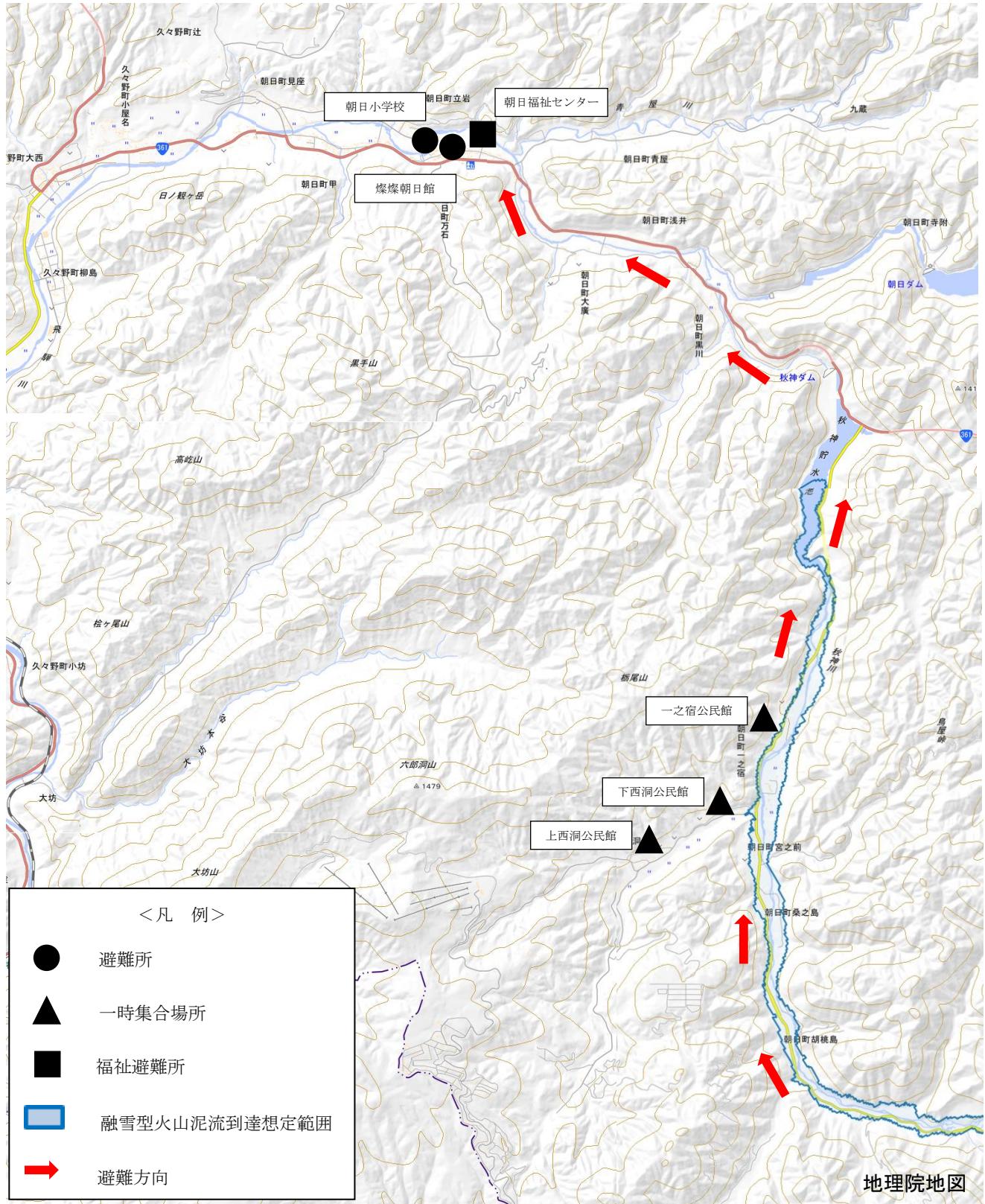
【図18】



＜御嶽山噴火時の避難ルート図（高山市）＞

一之宿地区 ⇒ 一之宿公民館 ⇒ (県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号) ⇒ 燐燐朝日館、朝日小学校体育館
桑之島地区
西洞地区
宮之前地区
胡桃島地区 } ⇒ 上西洞公民館・下西洞公民館 ⇒ (県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号) ⇒ 燐燐朝日館、朝日小学校体育館

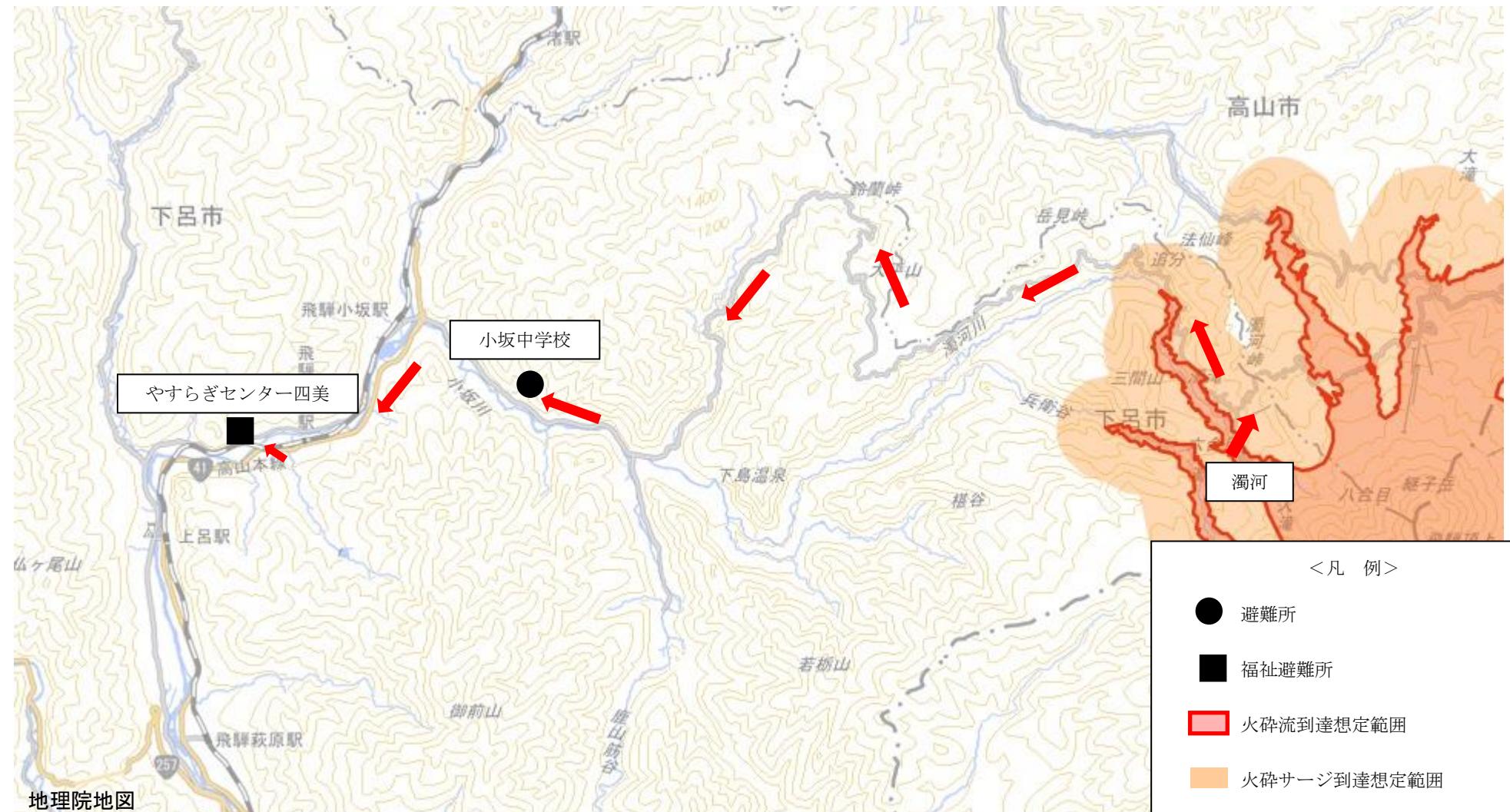
【図 19】



<御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）>

落合地区（濁河温泉地域のみ）⇒県道435号線⇒県道441⇒県道437・441号線⇒小坂中学校

【図20】

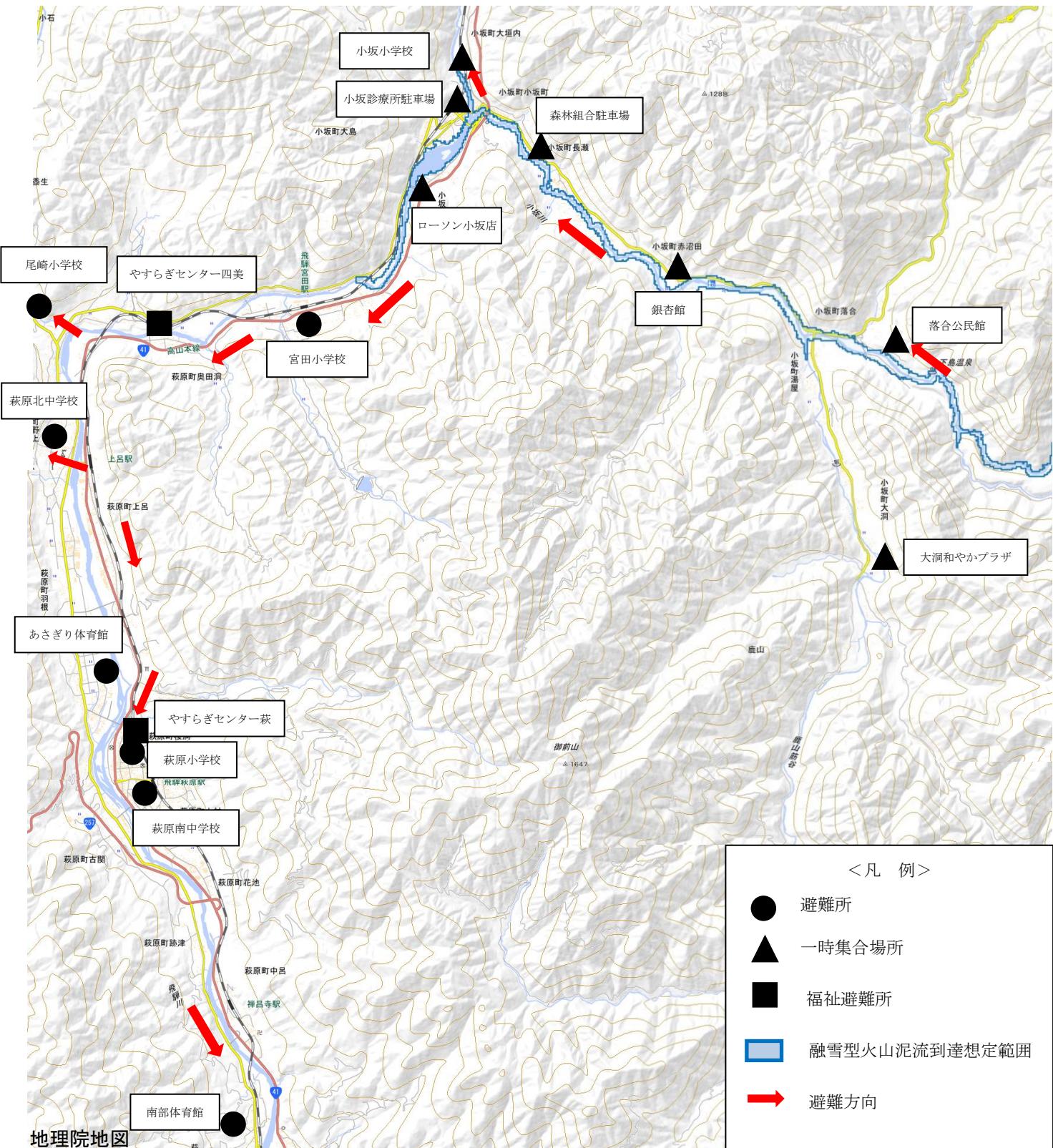


<凡 例>	
●	避難所
■	福祉避難所
■	火砕流到達想定範囲
■	火砕サージ到達想定範囲
→	避難方向

<御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）>

- 落合地区 ⇒ 落合公民館 ⇒ (県道 441 号線⇒県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原北中学校
- 赤沼田地区 ⇒ 銀杏館 ⇒ (県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原北中学校
- 長瀬地区 ⇒ 森林組合跡地 ⇒ (県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 宮田小学校
- 小坂町地区 ⇒ 小坂小学校 ⇒ (市道小坂町大垣内線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原南中学校
- 坂下地区 ⇒ ローソン小坂店 ⇒ (国道 41 号⇒県道 88 号線) ⇒ 南部体育館
- 大島地区 ⇒ 小坂診療所駐車場 ⇒ (県道 88 号線) ⇒ あさぎり体育館

【図 21】



③ 避難手段

避難手段は各市町村の実情による。

市町村は、避難対象地区を踏まえ、一時集合場所（バスの集結場所など）をあらかじめ定めておく。あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

④ 孤立地域への対応

(a) 孤立対象地域

ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の外に位置する地域の中には「警戒が必要な範囲」を通過しないと生活ができない地域も含まれる。これらの地域は噴火現象発生時において、地域内に留まることがより安全であることから、避難指示等の発令対象地域とはしていないが、道路の通行規制等により孤立する恐れがある。孤立の恐れがある地域を【表 21】で示す。

通行規制に伴う孤立対象地域（地区一覧）

【表 21】

市町村	ブロック名	孤立対象地区	孤立時期
木曽町（三岳）	三岳 A	瀬戸ノ原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		倉本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		白川	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		小奥	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		沢頭	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		永井野	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		井原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 C	羽入	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		藪原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		田中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野口	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 D	中切	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		三津屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		牧	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		上垂	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		東又	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		西洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		柞本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 E	小島	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		上条	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大半場	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		下条	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
王滝村	九蔵地区	村木	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	滝越地区	滝越	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
高山市（朝日町）	鈴蘭高原	鈴蘭高原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
下呂市（小坂町）		湯屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）

※実際の火山活動の状況や通行規制の実施状況により、孤立対象地域は異なる場合がある。

(b) 孤立地域対策

孤立はただちに生命に危害を与えるものではないが、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、深刻な事態が想定されるなど状況によって、避難等の対応が必要になる。市町村は、孤立地域が発生した場合には、火山活動の状況を踏まえつつ、適切な時期を見極め、バス等による避難を検討する。

また、孤立地域の避難のタイミングの検討にあたっては、気象庁、火山専門家、道路管理者等との連携を密に行うものとする。道路等が被災して通行できない場合、または、噴火の危険性が依然高まっている等、陸路を利用した避難が困難なときは、ヘリによる救助等を検討するものとする。

(2) 登山者への対応

① 登山者避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火碎流(火碎サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル3以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所(避難促進施設)へ避難する。

なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面の火口域及び北側に位置する継子岳を噴火口と想定して避難ルート(【図22】～【図24】)を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。

② 登山者の把握

(a) 登山計画書(登山届)による把握

現在、長野県、岐阜県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。御嶽山に関する登山計画書(登山届)の提出方法は以下のとおりである。

- ・オンラインによる届出(コンパス等)
- ・各登山口での登山計画書(登山届)投函用のポストで受付
- ・長野県では観光部、木曽地域振興局においても、登山計画書を郵送等で受付
- ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又は郵送にて受付

登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により、登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。

※共有する機関：市町村、県、警察、消防、県山岳遭難防止対策協会等

登山計画書(登山届)の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を検討する。

(b) 観光関係団体との連携

観光協会や宿泊施設等にも協力を求め、登山計画書(登山届)の提出を促進するとともに、観光事業者等との情報連絡体制を構築し、緊急時における登山者の情報把握に努める。

③ 誘導員の確保

市町村は、避難促進施設関係者、山岳ガイド等との避難誘導に関する協力体制を構築する。

市町村は、火山活動状況に応じて警察署、消防署・消防団、森林管理署、索道事業者等の協力を求める。

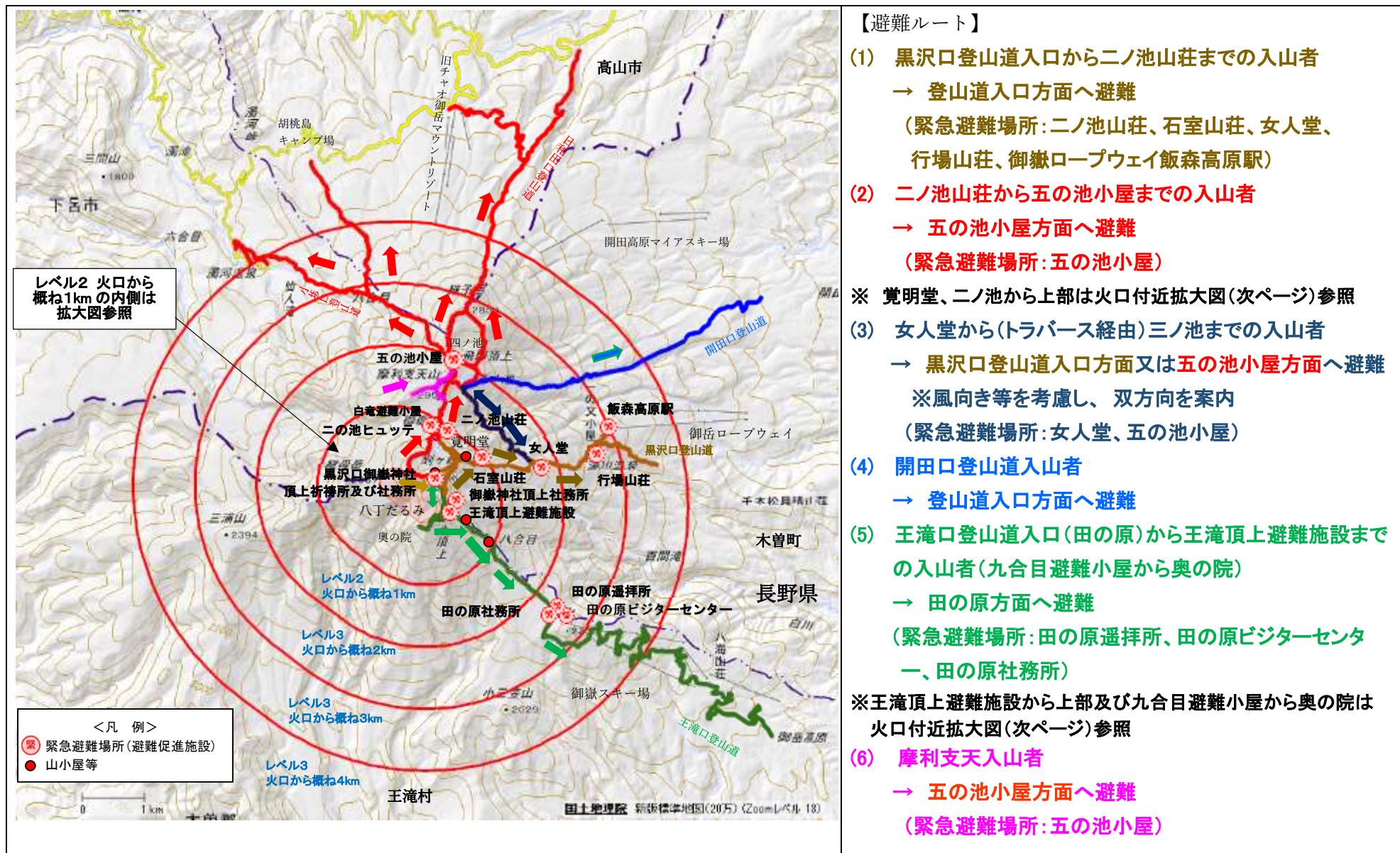
④ 誘導経路・誘導方法

登山者への緊急情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等あらゆる手段を用いて情報伝達を行う。

市町村は、噴火地点や噴火が予想される箇所や領域について県、気象庁、専門家、避難促進施設等の施設関係者からの情報収集に努め、登山者が可能な限り速やかに危険なエリアから離れることができるように避難経路を指定し、避難誘導者に対して情報伝達を行う。

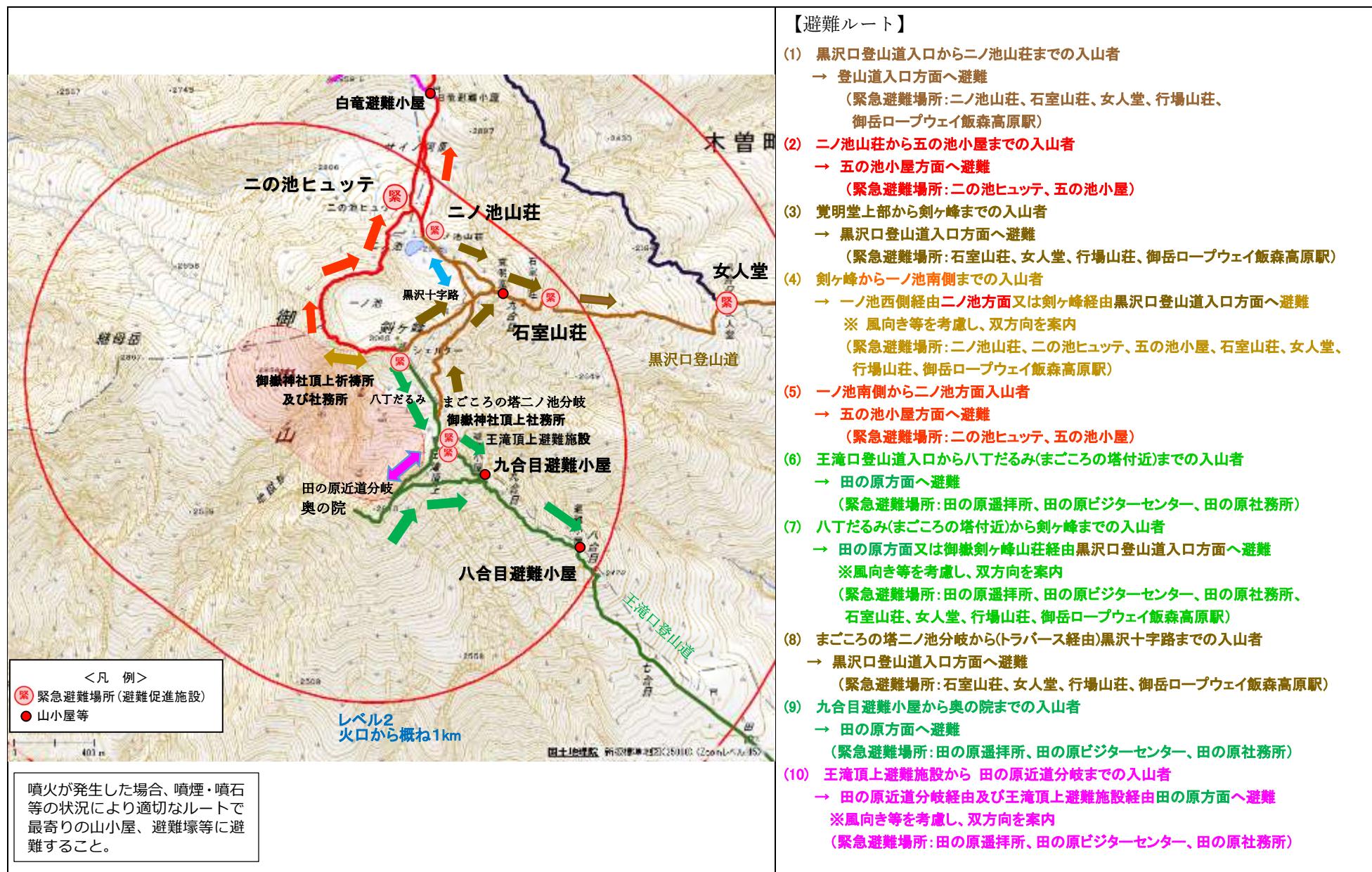
<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】>

【図22】



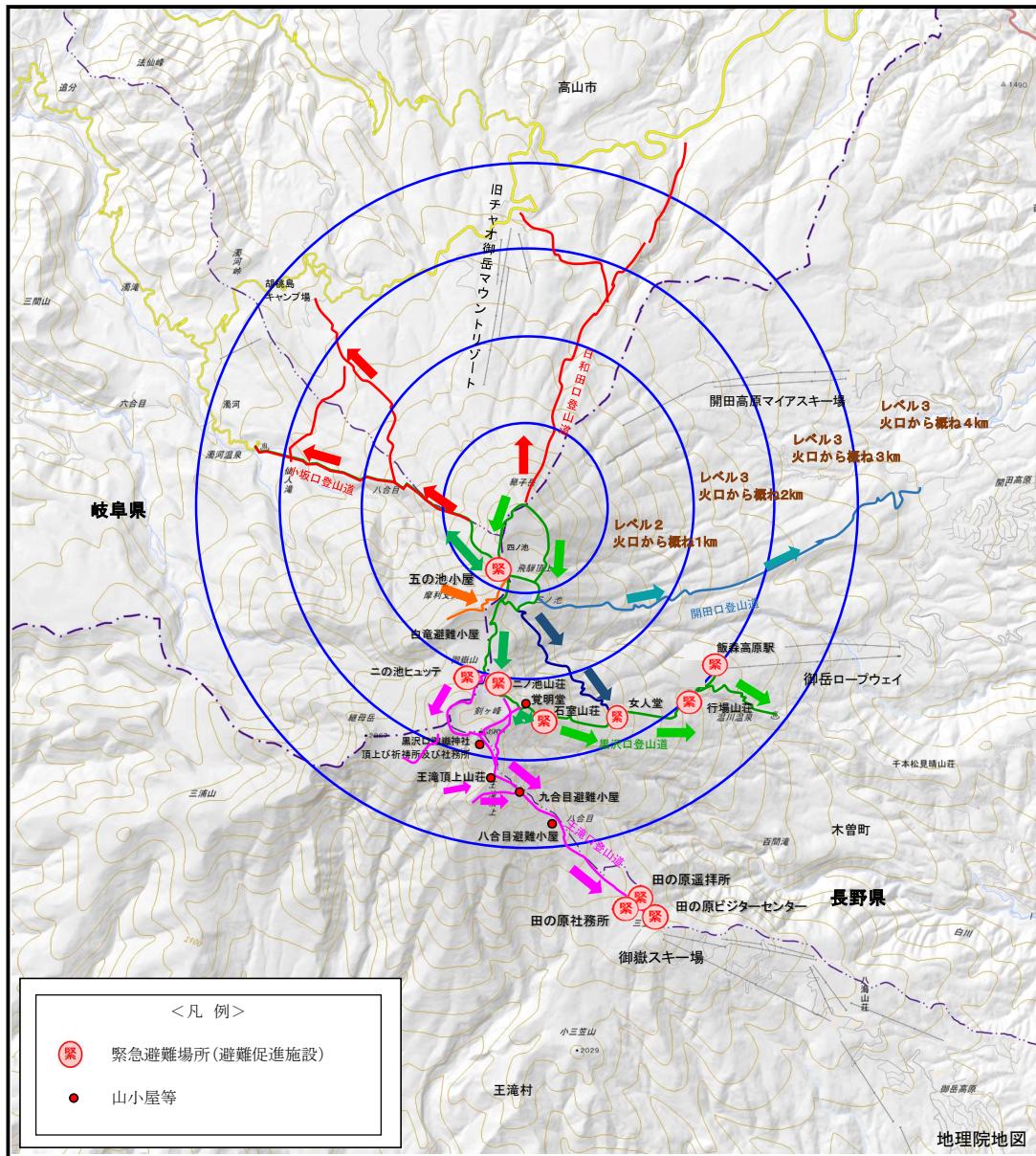
<登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（火口付近拡大図）】>

【図 23】



<登山者の避難ルート図【継子岳から噴火した場合】>

【図 24】



【避難ルート】

- (1) 小坂口登山道「湯河温泉」、「胡桃島キャンプ場」から八合目付近以西までの入山者
→ 小坂口登山道入口方面へ避難
- (2) 小坂口登山道八合目付近以西から飛驒頂上までの入山者
→ 五の池小屋又は小坂口登山道入口方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方向への避難を案内
(緊急避難場所:五の池小屋)
- (3) 日和田口登山道入口から継子岳以北までの入山者
→ 日和田口登山道入口方面へ避難
- (4) 日和田口登山道継子岳以南から三ノ池までの入山者
→ 五の池小屋、二ノ池、黒沢口登山道方面へ避難
(緊急避難場所:二の池ヒュッテ、五の池小屋、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)
- (5) 三ノ池から(二ノ池経由)覚明堂まで(二ノ池から(横道十字路経由)覚明堂上部までも含む)の入山者
→ 黒沢口登山道入口又は王滝口登山道田の原方面へ避難
(緊急避難場所:二の池ヒュッテ、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅、田の原選挙所、田の原ビジターセンター、田の原社務所)
※風向き等を考慮し、双方向への避難を案内
- (6) 覚明堂から(女人堂経由)黒沢口登山道入口までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所:石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)
- (7) 女人堂から(トラバース経由)三ノ池までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所:女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)
- (8) 王滝口登山道入口から(剣ヶ峰、一ノ池西側経由)一ノ池北側までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所:田の原選挙所・田の原ビジターセンター、田の原社務所)
- (9) まごころの塔二ノ池分岐から(トラバース経由)横道十字路までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所:田の原選挙所・田の原ビジターセンター、田の原社務所)
- (10) 九合目避難小屋から奥の院までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所:田の原選挙所・田の原ビジターセンター、田の原社務所)
- (11) 開田口登山道入山者
→ 登山道入口方面へ避難
- (12) 摩利支天入山者
→ 二ノ池方面へ避難

⑤ 登山者への救護活動

噴石・火山灰・火山ガス等により緊急に下山し、その際に負傷（被災）した登山者の応急処置や救急車の待機ポイントは原則として各登山口とする。

また、ヘリコプターによる救護活動を行う際は、下記の【表 22】、【図 25】に示すヘリポートを活用する。

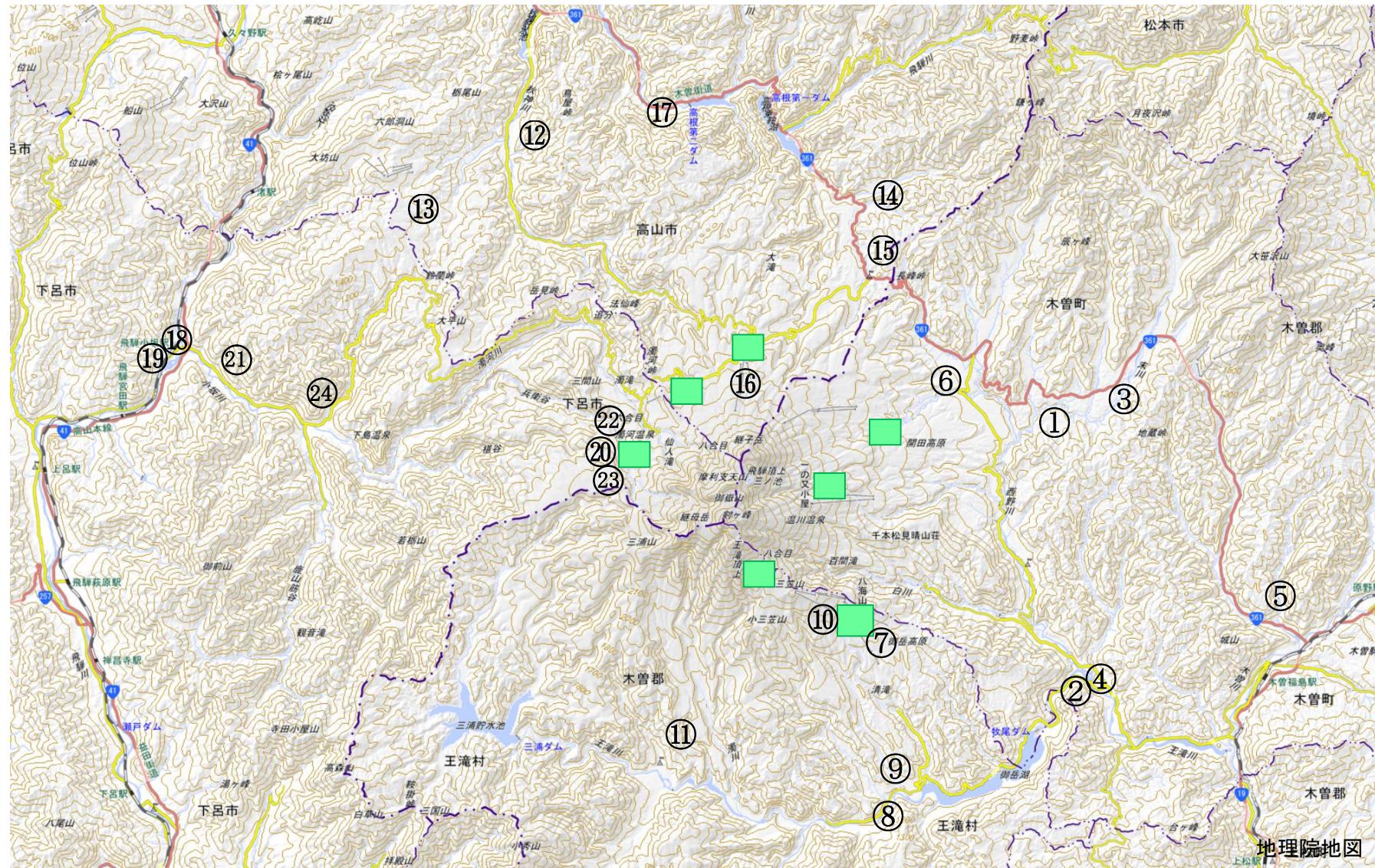
ヘリポート

【表 22】

木曽町	①	開田中学校校庭
	②	三岳野球場
	③	開田小学校校庭
	④	三岳小学校校庭
	⑤	木曽青峰高校第 2 グランド
	⑥	開田高原体育館
王滝村	⑦	御岳高原ヘリポート
	⑧	松原スポーツ公園
	⑨	王滝小中学校校庭
	⑩	八海山駐車場
	⑪	滝越ゲートボール場
高山市	⑫	秋神グラウンド
	⑬	鈴蘭高原カントリークラブ
	⑭	飛騨高山御嶽トレーニングセンター
	⑮	高根総合グラウンド
	⑯	旧チャオ御岳マウントリゾート
	⑰	旧高根小学校グラウンド
下呂市	⑱	小坂防災ヘリポート
	⑲	小坂ヘリポート
	⑳	濁河温泉スポレク
	㉑	小坂ふれあいグラウンド
	㉒	濁河スキー場
	㉓	濁河温泉市営駐車場
	㉔	ひめしやがの湯

〈ヘリコプター離発着場及び救急車両等の待機場所位置〉

【図 25】



(3) 観光客への対応

① 観光客避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火碎流（火碎サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。

② 観光客の把握

観光事業者（観光施設、宿泊施設、旅行代理店等）、観光関係団体（観光協会等）及び交通事業者等と連携し、緊急時における観光客の把握に努める。また、緊急時に迅速な連携がとれるよう平常時からこれらの機関との情報連絡体制を構築するとともに、観光客の把握手段の多様化や把握精度の向上方法等について検討する。

③ 外国人観光客への対応

御嶽山周辺の観光施設等には、様々な国からの観光客が訪れる。外国人観光客は、土地勘がない、日本語が理解できない、火山についての知識がない等、日本人観光客と比較し、緊急時には一層の支援を要することに留意する必要がある。そのため、各観光施設とも連携し、ピクトグラム（図記号）等の多言語コミュニケーションツールの活用、多言語表記看板の設置、複数言語によるアナウンス等、外国人観光客に配慮した防災対策について検討を行う。

(4) 避難促進施設

① 避難促進施設の指定等

火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、火口近傍や警戒地域内に位置する施設を利用する者の安全を確保するための取組が重要である。

市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、改正活火山法第6条第1項第5号の規定に基づき、避難促進施設として該当する施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

避難促進施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられている。

なお、市町村は、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設における避難確保計画の作成を支援し、利用者等に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させるとともに、避難確保計画の作成・公表又は避難確保計画に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い避難確保計画とするよう努める。

避難促進施設の名称及び所在地

【表23】

施設の名称	施設の所在地
御嶽神社頂上奥社神殿及び祈祷所	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863イ・リ林
二ノ池山荘	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863ム林小班
石室山荘	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863ネ林小班
女人堂	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林863レ林小班
行場山荘	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林861ニ林小班
御岳ロープウェイ飯森高原駅舎	長野県木曽郡木曽町三岳1番地1 黒沢御岳国有林856ロ林小班

施設の名称	施設の所在地
王滝頂上避難施設	長野県木曽郡王滝村 3165 番地先 御岳国有林 2453 チ林小班
御嶽神社頂上社務所	長野県木曽郡王滝村 介奥社
田の原遥拝所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ロ林小班
田の原社務所	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ホ林小班
長野県立御嶽山ビジャーセンター	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2453 ハ林小班
御嶽スキー場	長野県木曽郡王滝村 御岳国有林 2447 ロ林小班
下呂市御嶽山五の池小屋	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班
二の池ヒュッテ	岐阜県下呂市小坂町落合 2376 番地 1 落合国有林 80 ロ林小班

② 避難促進施設の避難支援

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。

避難促進施設は、火山活動の状況等に応じて、市町村との協議により連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市町村に報告する。

市町村は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。